

ロツコール島周辺の大陸棚境界画定問題

牛尾裕美*1

A Study on the Dispute over the Delimitation of the Continental Shelves around the Island of Rockall

Hiromi USHIO

Abstract

The dispute over the delimitation of the continental shelves around the Island of Rockall erupted in the middle of 1970s when the promising potential for discovery of oil and gas on the submarine areas near that island came to be recognized. In 1988 the Anglo-Irish Continental Shelf Agreement between the U.K. and Ireland demarcated the continental shelf. In 1999 the U.K./Danish Agreement relating to the Maritime Delimitation in the Area between the U.K. and the Faeroes of May 18, 1999 demarcated the continental shelf between the Faeroes and the U.K. just within the 200 nautical mile baselines of each party. In and about the south part of the continental shelf designated by Denmark which is situated on the west of the Island of Rockall, however, the continental shelves of the U.K., Ireland, Denmark and Iceland overlapped in large areas and so remains to be delimited. In my opinion we need detailed research and accurate information about the submarine areas geologically and geomorphologically around that island, because the resolution of this dispute requires the decision of the continental margin in Art. 76(4) of the UNCLOS.

On the other hand, there remains to be the problem of the clarification of the legal status of the Island of Rockall, namely whether this island is qualified to have its own continental shelf. With the exception of the U.K. which has the sovereignty over this island, the other three countries — Ireland, Denmark and Iceland — strongly disagree that this island has a large maritime areas such as a continental shelf and an exclusive economic zone.

I . はじめに

イギリス及びアイルランドの北西沖合い200海里ほどの大西洋上に位置する無人島のロツコール島 (the Island of Rockall) (領有権を有するイギリスの呼称に合わせて島と呼ぶことにする) 周辺の大陸棚の境界画定をめぐる問題が生じるに至ったのは、1970年代半ば頃に当該大陸棚において石油・天然ガスの賦存可能性が認識されるようになったことに起因する¹⁾。これにより、まずイギリスが、1974年に枢密院令により当該大陸棚に対し権利主張を行い、これに対抗して隣国のアイルランドが同年に当該大陸棚近辺に大陸棚指定区域法を拡張し、更には1985年に至り、デンマーク、アイスランドが相次いで、イギリス、アイルラン

ドの指定した大陸棚区域と相当部分において重複する大陸棚指定区域法を制定するに至った²⁾。本稿では、この北大西洋に浮かぶ無人島のロツコール島—同島の大きさは、その基底部で幅80フィート、長さ100フィート、高潮時における高さが70フィートと言われる³⁾—周辺の大陸棚の境界画定問題が当初イギリスとアイルランドにおいて生じるとともにその後デンマーク及びアイスランドが当該区域に大陸棚主張を行うに至る経緯並びにその法的根拠を検証することにより、現在国連海洋法条約により設置されている大陸棚の限界委員会での審査に関係する当該区域での大陸棚の画定の困難性を明らかにするとともに、国連海洋法条約第121条3項との関連でのロツコール島がこれら4カ国によりどのように評価されているかを検討することを目的とする。なお紙面の関係上、本稿ではこのロツコール島周辺

2007年5月10日受理

*1 海洋文明学科 (Department of Maritime Civilizations)

の大陸棚紛争に最終的に参加するに至ったデンマーク及びアイルランドの大陸棚指定区域法の制定された1985年までを中心に検討することにし、その後の展開の詳細については稿を改めたい。

II. イギリス及びアイルランドの主張

ロッコール島周辺の地形学的特徴としては、ロッコール島が載っているロッコール海台 (the Rockall Plateau) – およそ25,000平方キロに及ぶ水深2,000メートル以内の比較的浅い海域であり、石油・天然ガス資源の賦存可能性を有する the Hatton-Rockall Basin を含むが、その西側において水深2,000～3,000メートルに至るアイスランド海盆 (Iceland Basin) によりアイスランドに、また東側では同水深のロッコール舟状海盆 – 地質学的に石油・天然ガスの賦存が有望視されている – によりアイルランド及びイギリスに連なっている⁴⁾。

イギリスは、1974年9月6日に、1964年の大陸棚法 (the Continental Shelf Act, 1964, section 1(7)) に基づく枢密院令 (the Continental Shelf (Designation of Additional Areas) Order, 1974) により、スコットランド沖合いからロッコール島が載るロッコール海台の殆どを含む52,000平方マイルに亘る海底区域に対し、その天然資源の探査・開発のための大陸棚として権利主張を行ったのである⁵⁾。同国は、1955年のロッコール島に対する象徴的併合及び1972年のロッコール島法 (the Island of Rockall Act, 1972) による同島への領有権取得に基づき、ロッコール島及びその大陸棚がイギリスの管轄権に属することは疑いを入れないとの見解を取っていたと言われる⁶⁾が、この枢密院令では、ロッコール島を基点とするのではなく、イギリス本土 – スコットランド – からの領土の自然延長に基づくものであったことが同国外交官により確認されたと報じられている⁷⁾。これに対し、アイルランドは、3日後の9月9日に抗議を行い、これらのイギリスの指定区域は、国際法上アイルランドの管轄権に属する区域を含むものであるため承認できないとの声明を外務省を通じて発表した⁸⁾。尤もアイルランドが当該区域に対し指定区域の設定等の対抗措置を取らなかったのは、交渉による紛争解決を目指したからであると考えられている。実際、イギリスとの当該問題に関する交渉が、同年の10月10日に開始されたが、この第1回目の交渉では、両国が当該紛争区域においてはいかなる掘削も実施しないとの約束以外いかなる合意にも達することはできなかったと言われる。こういった紛争解決の膠着状態の中で、アイルランドは、同年の12月20日に、それまでロッコール舟状海盆より東側にとどめていた自国の大陸棚指定区域法⁹⁾を更に北西に15,000平方マイル拡張し、このロッコール舟状海盆を初めて越えてロッコール海台の1部を含めるに至った¹⁰⁾。更に同国は、2年後の1976年には、当該指定区域法を更に西方に拡張し、ロッコール

海台の西側外縁に及ぶ、同国沿岸から最遠地点でおよそ520マイルの距離に至る楔形の広大な海底を指定区域とした¹¹⁾。なお同国によるこのいずれの大陸棚指定区域もそれまでのイギリスの指定区域とは重複していないが、1977年に至って、イギリスは、イギリス・アイルランド間の大陸棚境界画定紛争全体を司法的性格を有する独立の第三者解決手続きに付することに原則的に同意したとされる¹²⁾。

このようなイギリス及びアイルランドによるロッコール島周辺海域の大陸棚に対する権利主張に対し、当該海底に近接するデンマークは、1974年12月にフェロー諸島に代わってロッコール島の北部に位置する大陸棚部分に対するイギリスの権利主張に関して「強い留保」を表明する正式の覚書をコペンハーゲンのイギリス大使館に送付したとされる¹³⁾。これは、デンマークによる、アイスランド・フェロー海嶺 (the Iceland Faroes Ridge) とロッコール海台との地質学的関連性に基づく権利主張であったと言われる¹⁴⁾。一方、アイスランドの場合、イギリス及びアイルランドのこれらの大陸棚主張に対してはいかなる抗議も発表されなかったとされる¹⁵⁾。尤も、イギリスの1974年の大陸棚指定区域の設定に対しアイスランドによる抗議が行われたとの公表された記録は全く存在しないにも拘らず、当時アイスランドは、ロッコール海台に対するイギリス、アイルランドの権利主張に対し両国の領土は同海台と自然延長的関係を有しないとの見解に基づき抗議を行ったとのアイスランドによる報告があると言われている¹⁶⁾。

III. デンマークの主張

先述したように、ロッコール島周辺大陸棚に対する1974年のイギリスの大陸棚指定区域法の制定に対し、デンマークはフェロー諸島に代わって、アイルランドに次いで抗議を行い、同年12月に当該問題に関して留保するとの覚書をコペンハーゲンのイギリス大使館に送付した。イギリスによる上記大陸棚の指定区域は、フェロー諸島とイギリスの中間線よりかなり南であったと言われるが、ロッコール海台に関するデンマークの立場は、同海台は、地質学上フェロー諸島と関連しており、スコットランドとは関連していないということであった。なお当時、アイルランドとは異なり、デンマークは、同海台において対抗措置として大陸棚は設定しなかった¹⁷⁾。これは、デンマークが、アイルランドと同様に、大陸棚は法律上当然に沿岸国家に属するとの立場に立っていたからであるとの解釈もある¹⁸⁾。

このような見解に立っていたデンマークが、突如としてフェロー諸島南西沖合い方向にロッコール海台の西半分を殆ど含む広大な海底を大陸棚として取り込む発表を行なったのが、1985年の5月7日であった¹⁹⁾。デンマークがこの措置を取ったのは、フェロー諸島周辺の一定の座標内でのあらゆる探査若しくは開発活動により、同国によるライセンスを必要とする区域を明確化する実際的必要が生じたか

らであるとしている。同国は、この実際の必要性について、まずイギリス及びアイルランドが先に the Faroe-Rockall Plateau の部分を指定区域としたが、この Plateau は、フェロー諸島の大陸棚に属するという点であり、またアイスランドもこの Plateau に権利主張を行っているというもの（デンマーク首相による1985年5月の公式発表）であり、次にイギリス及びアイルランドが the Faroe-Rockall Plateau を両国の国家領土の延長であると考えていたこと、また両国がロッコール舟状海盆及びその他の要因を考慮せずにかつてこの Plateau の部分を指定区域としたこと（デンマーク外務省の公式発表）を挙げている。また後者の公式発表の結論部分において、「この区域に賦存する可能性のある資源の探査及び開発がもし日程に上る場合には、デンマークが、自国はこの海底に対する管轄権を行使する権利はデンマークに属すると考えていることを発表したことが重要なことになろう。」と述べており、デンマークのこの措置が、将来における当該区域での大陸棚の境界画定に関するイギリス、アイルランド及びアイスランドへの牽制とともに自国の立場の確保を目指すものであったことを伺わせる。実際、デンマークは、前述のメッセージの中で、「国際法の手続に従って、フェロー諸島周辺の区域の大陸棚の境界画定がなされるまで、当該区域の確定は暫定的なものである」との断りを行っている²⁰。デンマーク外務省の公式発表によれば、同国がこのようなロッコール海台に至る広大な海底区域を大陸棚として指定した法的根拠は、フェロー諸島が、the Faroe-Rockall Plateau—これはフェロー諸島を頂点とする隆起大地（an elevated plain）と表現されている—から構成される小大陸（microcontinent）の1部であるというものであったとされる²¹。また同時に、ロッコール舟状海盆は、水深2,400メートルまで急勾配で落下する海底であり、その幅も250キロメートルに及ぶため、イギリス及びアイルランドとの天然の分離障壁となっているとの主張も行っている²²。

このデンマークが大陸棚として指定した区域は、西経14～15.5度ほどの間のくびれた回廊部分を境としてフェロー諸島を中心とした北部区域とロッコール海台のほぼ西半分を含む南部区域とに分けられる。この北部区域の境界線は、階段状をなしており²³、その北西部では後に設定されるアイスランドの大陸棚と、また南東部ではイギリスの大陸棚との重複は避けられている。しかしながら、南部区域に至る上記の回廊部分の西側が北緯59度50分より1974年に設定したイギリスの大陸棚区域と重複することとなる。デンマークの公式発表によれば、この回廊部分は、関係諸国家の法的立場を損なわないように設定されたものとされているが、結果的にこの回廊の東側境界線はスコットランドの西方諸島から200海里、西側境界線はアイスランドから200海里に当たると言われる²⁴。なお、デンマークがロッコール海台（デンマークは the Faroes-Rockall Plateau の名称を使用）を含めるに過ぎないとした南部区域は、水

深2,000～3,000メートルの海底にまで及んでおり、これによりデンマークは同海台の30万平方キロメートルを囲い込むことになる一因みに、この海台でのイギリス及びアイルランドの大陸棚指定区域は、それぞれ5万平方キロメートル、18万平方キロメートルと言われる²⁵。

デンマークによるこの大陸棚指定区域の設定に対し、イギリスは、1985年5月13日にコペンハーゲンのイギリス大使館においてイギリス大使を通じて抗議を行った。デンマークに送られたこの抗議文によれば、デンマークの主張は、1974年のイギリスの大陸棚指定区域を含めるだけではなく、イギリスが国際法に従って自国に属する大陸棚の不可分の部分を形成すると考える他の区域をも含んでいるとするものであった。なおイギリスは、デンマークがこの措置をとる前に当該問題についての非公式会談の再開を要請していたと言われる²⁶。またアイルランドも、デンマークによる上記大陸棚の設定に対し抗議を行ったとされるが、その内容については公表されていないと言われる²⁷。

IV. アイスランドの主張

アイスランドは、1969年3月24日の大陸棚法第3条において自国の大陸棚の範囲を「アイスランド沿岸からその資源の開発可能なところまで」と定義したが、自国の200海里漁業水域を越えた大陸棚について真剣に検討し始めたのは、1978年12月22日の議会（Althing）決議においてであったとされる²⁸。同国は、この決議において、アイスランド大陸棚の南限はロッコール島を無視して決定されるべきこと、及び200海里を越える大陸棚における共同権を設定するに当たってフェロー諸島との協力がなされねばならない²⁹ことを決定した。またこの議会決議（the Althing Resolution）に付された説明文によれば、イギリスがロッコール島の領有権に基づきアイスランドに属する海底区域に権限を拡張したことに反対を表明している。更にその中で、アイスランドが1975年に宣言した200海里漁業水域ではロッコール島を全く考慮に入れなかった³⁰ことを確認するとともに、1976年6月1日のイギリス・アイスランド間のオスロ協定（the Oslo Agreement of 1 June 1976）の中でイギリスが上記アイスランドの200海里漁業水域範囲を承認し、これによりイギリスは如何なる経済水域もロッコール島に設定する意図のないことを確認したとしている。尤もシモンズ教授によれば、このオスロ協定の para. 9の「但し書き」からはイギリスはアイスランドが中間線の基点としてロッコール島を無視するのを黙認するつもりがないことが伺えると述べている³¹。

こういった経緯の中で、アイスランドは、遂に1979年6月1日に「領海、経済水域及び大陸棚に関する1979年6月1日のアイスランド法第41号」（Icelandic Law No. 41 of 1 June 1979 concerning the Territorial Sea, the Economic Zone and the Continental Shelf）を制定し、現在の国連

海洋法条約と同内容の排他的経済水域の範囲—領海測定基線より200海里—及び大陸棚の定義—陸地領土の自然延長をたどって大陸縁辺部まで等—を採用した。また、その第7条において、他国とのEEZ及び大陸棚の境界画定については、関係国との合意によるとしているが、同時に「別な決定がなされるまで、アイスランドの経済水域及び大陸棚は、領海測定基線から200海里とする。しかしながら次のことを条件とする。すなわち、一方においてフェロー諸島及びグリーンランドの基線と他方においてアイスランドの基線との間の距離が400海里未満である場合には、アイスランドの経済水域及び大陸棚は等距離線によって画定されるものとする。」との暫定的境界線についても定めている。この暫定的境界線の規定では、特にロッキール島に言及されておらず、アイスランドが、従来の主張どおり自国のEEZ及び大陸棚の境界画定において、同島を考慮しないことを表すものであろう。実際この法に付せられた地図では同島を基点として無視していると言われる³²⁾。なお、アイスランドは翌年の5月19日の議会において、同政府に対し議会在、国際法に則り自国のEEZの南の海底に対する権利主張を押し進める権限を付与し、この区域で権利主張を行っている他の国と出来るだけ速やかに交渉を進める権限を付与するとともに、「ロッキール舟状海盆の西側に対する権利を奪取しようとするイギリス又はアイルランドの如何なる試みにも反対する。実際そのような試みに対しては、地質的及びその他の論拠に基づき反対することが可能であり、アイスランド人及びフェロー諸島の人々は、この区域が自国に属すると考えている。」との決議を行った。要するにアイスランドは、ロッキール舟状海盆によりイギリス及びアイルランドは、ロッキール海台とは地質学的に分断—大陸棚の途絶—されており、両国は同海台に対する権利を有さないとの立場であろう³³⁾。このような議会の要請を踏まえて、アイスランドは、1984年7月にロッキール海台に対する権利主張国であるイギリス、アイルランド及びデンマークに対し次のような覚書に対する回答を求めたとされる。すなわち、アイスランドは、交渉が実現しない場合には、ロッキール海台区域を含める大陸棚法を制定し、国連海洋法条約において設置が予定されている大陸棚の限界に関する委員会にその権利主張を付託する意図があること、また当該区域に権利を主張する4カ国が別々に自国の区域を指定するよりむしろその海底資源を一定の割合に分配するための合意に達するよう提案したと言われる。しかし、イギリス、アイルランドがアイスランドの権利主張を断固拒否したため、両国とは公式の話合いは行われなかったとされる³⁴⁾。またアイスランドは、デンマークとは1980年のアイスランド議会決議の中でも詳述されているように、ロッキール海台区域において共同管轄権を行使するか或いは仲裁裁判による分割という共同アプローチ構想を描いていたとされ³⁵⁾、上述の覚書を送付した翌年(1985年)4月、アイスランドは、当該区域に関する大陸棚法を

制定する直前に、デンマークと当該区域の共同利益に関して会合を持ったとされる³⁶⁾。尤もデンマークは、ロッキール海台に対するアイスランドの権利主張に対しても反対しており、アイスランドがロッキール舟状海盆と類似した「海底の窪み」(“a drop of the seafloor”)によりロッキール海台とは切り離されていると看做していると言われる。一方デンマークの場合もロッキール海台との間のthe Faroes Channelの介在により、同海台との地質的結びつきに関するデンマークの主張を弱めるとともにフェロー諸島とは地形的に分断されていると言われる³⁷⁾。いずれにしても、アイスランドの提案したデンマークとの共同アプローチは挫折を見るに至り、1985年5月7日のデンマークによる大陸棚指定区域の発表、次いでこの2日後の5月9日のアイスランドの大陸棚指定区域法の公布へと突き進むのであった。

かくしてアイスランドは、先の大陸棚法に則り、1985年5月9日に同国の西部、南部及び東部の大陸棚範囲に関する規則(Regulations concerning the Delimitation of the Continental Shelf to the West, South and East)を制定し、即日実施したのである。本規則によれば、指定されたアイスランドの当該大陸棚区域は、ほぼ正確と主張されている座標のみで記載(本規則に附属する表1)されているにすぎず、その大陸棚の境界線は200海里的の外側に及ぶとされる³⁸⁾。まず東部(「ABC」区域(segment “ABC”))では、フェロー諸島とのほぼ中間線が採用されたが、同諸島との境界線の南端に当たる地点「C」から南の区域は、同諸島、イギリス及びアイルランドからの200海里等距離線までと定義されている。ただイギリスとの200海里等距離線については、その基点としてロッキール島のみならずセント・キルダ島(アイスランドは、セント・キルダ島を国連海洋法条約第121条3項に言う「岩」と看做していると言われる)及びその他のスコットランド沖合いの小島をも無視したと言われる。その結果、ロッキール島には領海12海里を認めるだけとされる。またその南西部区域の大陸棚外限(地点「FGH」)は、国連海洋法条約第76条6項の規定に従い、アイスランドの領海測定基線から350海里までと定められている。尤もアイスランドは、当該区域において、大陸斜面脚部は350海里を超えていると看做していると言われる。またその西端のH地点(西経約35度)でアイスランド本土へと向かいその200海里線と交わる(「HIJ」区域)。このHIJ線はグリーンランドとの200海里境界線といわれ、更にアイスランド本土の西側に延びるJK線はグリーンランドとの中間線によって決定されたとされる。なお上述のアイスランド南西部FGH区域に対するアイスランドの権利主張は、アイスランド・フェロー海嶺に依拠するのではなく、本土からの自然の延長に基づくこととされ、その結果直接ロッキール海台を含むとともに大陸斜面脚部から60海里的の基準の適用により更にその南東区域をも含めることとなる³⁹⁾。この南東区域(segment DEF)

は、上記の規則では、大陸斜面脚部から60海里を越えない線に大体一致するものとして決定されているが、この区域の最南端（地点Eのあたり）は、北緯49度48分まで伸びており、深海のポーキュパイン深海平坦面（the Porcupine Abyssal Plain）にまで突入し、アイルランド及びデンマークの指定区域をほぼ完全に包摂するものとなっている。このようなアイスランドによる広大な大陸棚の決定は、当該区域への他の権利主張国と比べて、アイスランドがより沖合いの大陸斜面を採用した結果と言われる。実際、ロッコール海台沖合いは2乃至それ以上の大陸斜面が生じる可能性のあることが指摘されており、アイスランドは、コンチネンタル・ライズ或いは深海底の1部である傾斜形態（sloping features）を大陸斜面として選択したことが疑われている。また上記の最南端は、アイスランド本土南岸から900海里以上も離れており、これはthe East Thulean Riseやロッコール海台の1部をも構成しないと思われる海山（a seamount）のような疑わしい基準を用いてようやく2,500メートル等深線から100海里の範囲に入るに過ぎないものであるとの批判がある⁴⁰⁾。いずれにしろ、アイスランドのこの大陸棚指定区域は、その規則（第5条）において、同国南部の大陸棚区域の最終的境界画定については国際法の一般原則に従って、同国と他の国との合意により行われると定められているように、暫定的な性格のものである⁴¹⁾。

なおアイスランドによる上記の大陸棚規則の制定に対し、まずイギリスは、1985年6月19日にレイキャビクのイギリス大使を通じて、国際法に従ってイギリスの権利を留保する旨の抗議文をアイスランドに送付し、同月20日にはアイルランドも同様の措置を取ったとされる。イギリスは、その抗議文の中で、未発効ではあったが国連海洋法条約第76条に基づくとしたアイスランドの大陸棚規則が実際には同条を逸脱するものであるとの指摘を行ったとされる⁴²⁾。

V. おわりに

ロッコール島の位置するロッコール海台及びその周辺の海底が大陸棚の境界画定問題において浮上する契機となったのは、1974年中頃の当該区域での石油・天然ガスの賦存可能性が認識されたからであったが、時奇しくも第3次国連海洋法会議の実質会期が始まった年でもあった。従って、本稿で検討してきたイギリス、アイルランド、デンマーク及びアイスランドの当該区域への大陸棚主張は、本会期での関係条文草案の成立過程と併行しており、相互に影響を及ぼし合っていることが窺える。これら4カ国の当該区域での大陸棚の境界画定は、隣接国及び相対国間の境界画定であると同時に、大西洋の深海底に向かう所謂大陸縁辺部の外限の決定でもある。前者の場合の境界画定については、国連海洋法条約第83条に規定されているように「衡

平な解決を達成するために…国際法に基づいて合意により行」われる。本稿で検討したように、まずイギリス及びアイルランドの当該区域での大陸棚の境界画定については、原則として等距離線に基づくとしている⁴³⁾。当該両国は、1977年のアイルランドの大陸棚指定区域により1部重複していた大陸棚を1988年の「イギリス・アイルランド大陸棚協定」により当該区域の隣接区域において最終的に決着するに至った。ただイギリス及びアイルランドとも水深2,400メートルまで急激に傾斜し、幅250キロメートルに及ぶと言われるロッコール舟状海盆を介してロッコール海台に至る海底は、両国本土の自然延長であるとの法的根拠により同海台に対し権利を主張した⁴⁴⁾。従って、イギリスはこの場合、ロッコール島を基点として大陸棚主張を行わなかった点が注目される。一方、1985年に至り当該区域に対する大陸棚主張を行ったデンマークは、その法的根拠をロッコール海台とフェロー諸島の地質学的一体性に求めるとともに、イギリス及びアイルランドの主張するロッコール舟状海盆との地質学的関連性を否定した。ただデンマークは、この1985年の指定区域を設定するに当たって、国際法に従って、フェロー所諸島周辺の大陸棚の境界画定が行われるまでは、この指定区域が暫定的なものであるとはしている。その後、デンマークは、1999年にイギリスとイギリス・フェロー諸島間の区域における海洋境界画定に関する協定を締結し、当該両国の200海里基準線内において、フェロー諸島とイギリス間の大陸棚の境界画定を行っている⁴⁵⁾。これに対し、アイスランドは、1979年の大陸棚法に基づき1985年に制定した規則により、ロッコール海台を含む広大な区域を大陸棚として指定したが、同海台に対する権利も含め、その論拠は自国領土の直接の自然延長に依拠するとともに、デンマークと同様の理由によりイギリス及びアイルランドの同海台への権利を否定した。またアイスランドの場合も、この指定区域は、国際法の原則に従い、他国との合意により最終的に確定される暫定的なものであることが謳われている。なお、アイスランドは、1985年7月30日に国連海洋法条約を批准したが、この批准に際して、「第83条に関する如何なる解釈も本条約の附属書Vの第2節にある調停に付されるという権利が本条約第298条に従って留保される」との宣言を行い⁴⁶⁾、司法的解決を忌避している。次に、本稿でも既に触れたように、これら4カ国の大陸棚主張は、大西洋の深海底に向かっての大陸縁辺部の外限の決定の問題でもある。上述したように、イギリス、アイルランドの場合は、その西側に横たわるロッコール舟状海盆の地質構造、デンマークの場合は、フェロー諸島とロッコール海台との間に介在する Lousy Trough 及びフェロー海谷（the Faroes Channel）の地質学的・地形学的特徴、またアイスランドの場合には、自国とロッコール海台との間にあるロッコール舟状海盆と類似した「海底の窪み」（“a drop of the seafloor”）の問題とともにその広大な南部大陸棚区域決定に当たって採用した大陸斜面脚

部の信憑性という、国連海洋法条約第76条における200海里を越える大陸縁辺部の外縁の決定の困難性を象徴する問題を有していると言える。現在国連海洋法条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」に200海里を越えて大陸縁辺部を有すると考える国家が自国の大陸棚の情報を提出しているが、上記4カ国のうち当該情報を提出したのは2007年1月現在でアイルランド及びイギリスの2カ国であり、提出を予言していたアイスランドは未提出である⁴⁷⁾。

他方、上記4カ国の大陸棚境界画定において重要な位置にあるロッキール島に関するこれらの国による評価であるが、同島に対する領有権を有するイギリスは、1972年のロッキール島法の制定以来同島が大陸棚を有するとの立場を維持していると思われるが、1974年の大陸棚指定区域法では完全な基点としては用いなかった。これに対し、アイルランドは、上記のロッキール島法の制定の翌年以来一貫して、ロッキール島のような無人島が海洋管轄権（領海は別にして）を持つことに反対してきた。またデンマークの場合、1985年の大陸棚指定区域の設定に際し、特にロッキール島に言及していないが、イギリス側に面する線がイギリス本土—スコットランドの西方諸島—から200海里の線を採用したとしていることから、ロッキール島が大陸棚の境界画定において基点として用いられないことを前提にしていることが窺える⁴⁸⁾。最後にアイスランドについては、1978年の議会決議において、自国大陸棚の南限はロッキール島を無視して決定されるべきとの決定を行って以来、1979年の大陸棚法及びこれに基づく1985年の同国南方区域における大陸棚指定規則に至るまで、領海を別にして、同島に対し大陸棚、漁業水域のような海洋管轄権は認めない立場をとっていると言えよう。

註

- 1) C.R. Symmons, "The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions," (hereafter "Deepens") *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 35, April 1986, Part 2, pp.344-345. 石油・天然ガス資源の賦存が地質学的に有望視されているのは、1990年において、ロッキール島の西側の the Hatton- Rockall Basin と東側の the Rockall Trough (以下、ロッキール舟状海盆) であるとの報告がなされている。Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p.208.
- 2) C.R. Symmons, "Deepens," p.346, p.362.
- 3) E.D. Brown, "Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK," *Marine Policy*, October 1978, Part 2, p.289.
- 4) C.R. Symmons, "Deepens," p.345.
- 5) C.R. Symmons, "Legal Aspects of the Anglo-Irish

Dispute over Rockall," (hereafter "Legal Aspects") *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol. 26, No. 2, Summer, 1975, p.66.

- 6) C.R. Symmons, *ibid.*, p.68.
- 7) C.R. Symmons, *ibid.*, p.70. 1974年9月10日の Irish Times による報道。なお、上述の1974年9月のイギリスの枢密院令に付せられた注—この枢密院令の1部ではない—は、この大陸棚追加指定がロッキール島の領有に基づくものであることにはなんら触れておらず、単に「この Order は、スコットランドの西岸沖合いの大陸棚区域を指定する。」と述べるだけとされる。また同日に出された関連 Order である the Continental Shelf (Jurisdiction) (Amendment) Order (S.I. 1974 No. 1490) もまたこの点についてはあいまいであり、その注において単に「この Order は、スコットランドの民法及び関連事項の目的上スコットランド区域として扱われるイギリス大陸棚の区域にこの新区域を含める」と述べるにとどまるとされる。なお、1975年1月22日のイギリス下院での質疑において、検事総長 (the Lord Advocate) は、「わが政府の見解では、現在の国際法において、ロッキール島は、独自の大陸棚を有し、我々は、石油の開発及びその他の目的のために、この根拠に依存することで満足している」との主張を行ったとされる。C.R. Symmons, "Legal Aspects," p.92-93. また、1975年4月のアイルランド政府の情報局 (Information Services) の出した背景説明 ("Background Information") によれば、イギリス政府は、ロッキール島の領有権に基づいて12マイルの排他的漁業管轄権及びその範囲は不明であるが接続大陸棚に対する排他的管轄権を主張したと述べる一方で、イギリス政府は、ロッキール海台 (the Faeroe Plateau) が地形学上スコットランド西岸と連結しているとの理由からロッキール島が載るこの海台の大陸棚に対する管轄権主張を正当化しようとしているとの分析も行っている。C.R. Symmons, *ibid.*, p.81. なお、ロッキール島法において、ロッキール島が「島」("island") と明記された理由に関して、1971年にイギリス議会においてロッキール島法案が審議された折に、ある議員は、1958年の大陸棚条約では "rocks, islets or reefs" については一言も触れられていない点を指摘し、イギリス政府が、「それ (ロッキール島を指す) を島と呼び、またそれをイギリスに断固として所属させることによって、その区域の海底に対する我国の権利主張を疑いのないものにしたいと考えている」との主張を行ったとされる。C.R. Symmons, *ibid.*, pp.75-76.
- 8) C.R. Symmons, *ibid.*, p.67. アイルランドは、イギリスがロッキール島法を制定 (1972年) し正式に同島をイギリスに編入した翌年の11月1日のアイルランド議会でのイギリスの当該行為に関する審議において、同島の隣接海に対し管轄権を行使しようとするイギリスのいかなる権利主張にも断固反対するとの立場を表明し、この見解をイギリス政府に通告したと言われる。C.R. Symmons, *ibid.*, p.66. また1974年7月9日のアイルランド議会において、カラカスでの国連海洋法会議に関する審議の中で、アイルランドは、ロッキール島に対するイギリスの

- 権利主張に関し、「無人の孤島の所有から生じる海洋管轄権主張を支持するような如何なる提案にも反対する」との決意を表明している。C.R. Symmons, *loc. cit.*。更に、1975年2月19日には、アイルランド政府のスポークスマンが、同国議会において、ロッコール島が、「普通の陸地と同じように必然的に一定の管轄権を生み出すということを政府は一般的に承認するものではない」との回答を行ったとされる。C.R. Symmons, *loc. cit.*。
- 9) アイルランドは、1968年のアイルランド大陸棚法 (the Irish Continental Shelf Act, 1968) に基づき、命令 (Order) により自国領水外の海底を探索し及びその天然資源を開発する権利を行使するために如何なる区域も指定することが出来るとしている。C.R. Symmons, *op. cit.*, p.72
 - 10) C.R. Symmons, *op. cit.*, p.67; アイルランドのこの指定区域には、石油・天然ガスの賦存が地質学的に極めて有望なロッコール舟状海盆の広い部分を含むと言われる。C.R. Symmons, *op. cit.*, p.74. アイルランドによるこの措置は、アイルランド本土からの自然延長理論に基づくものであったと看做されている。C.R. Symmons, “Deepens,” p.346. またアイルランドのこの措置は、ロッコール島がそれ自体の大陸棚を有し得るとの考え方を否定する意図を含むものであったとの推測がなされている。C.R. Symmons, “Legal Aspects,” p.67.
 - 11) C.R. Symmons, “Deepens,” p.346.
 - 12) 1977年2月21日にイギリスによる条件付受諾が発表されたとされる。C.R. Symmons, “Deepens,” p.346. なお、1974年の国連海洋法会議において、アイルランド代表は大陸棚の境界画定に関する提案を行い、同国は、境界画定の合意が成立するまでは如何なる国も紛争区域において等距離線を越えて開発若しくは探査に着手すべきではないとの立場を表明したとされる。C.R. Symmons, “Legal Aspects,” p.72.
 - 13) C.R. Symmons, “Legal Aspects,” p.70. デンマークは、ロッコール島北部の大陸棚は、地質学上 the Faroese Rockall Plateau と関連しており、スコットランドとは関連していないとの見解を取っているとされる。C.R. Symmons, *loc.cit.*, Irish Times, Dec. 17, 1974; Daily Telegraph, Dec. 18, 1974. なお1974年11月13日にデンマーク議会において、イギリスによるロッコール島区域に対する大陸棚の主張に関する問題がフェロー諸島の議員により提起され際、デンマークの外務大臣は、当時においてみる限り、イギリスとフェロー諸島の間の中線が尊重されたように思われるとの回答を行っている。C.R. Symmons, *ibid.*, p.72.
 - 14) C.R. Symmons, “Deepens,” p.347. なお、当該区域に対する上述のアイルランドの大陸棚指定区域に対してのデンマークの異議申立の記録は存在しないと言われるが、1986年頃になってデンマークが当時公式の異議申立を行っていたとされる。C.R. Symmons, *loc. cit.*.,
 - 15) C.R. Symmons, *loc. cit.*.,
 - 16) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.356-357.
 - 17) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.347-348.
 - 18) C.R. Symmons, *ibid.*, p.348.
 - 19) これは、大陸棚に対するデンマークの主権的権利に関する1963年6月7日のデンマーク国王布告 (the Danish Royal Ordinance of 7 June 1963) の第3節に則った1985年5月7日のコペンハーゲンの首相官邸からの「メッセージ」 (“communication”) であった。C.R. Symmons, *ibid.*, p.349.
 - 20) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.349-350.
 - 21) C.R. Symmons, *ibid.*, p.351. ただこの根拠に対しては、以下のような異論が唱えられていると言われる。つまり、フェロー諸島とロッコール海台をつなぐ海底の西側部分には所謂 Lousy Trough—水深およそ1,500メートル (この舟状海盆は、恐らくアイスランド・フェロー海嶺 (the Iceland Faroes Ridge) をロッコール海台自体と分離することになろう) が介在しており、また東側部分にはフェロー海谷 (the Faroes Channel) が介在しているというものである。E.D. Brown, *op. cit.*, p.289.
 - 22) C.R. Symmons, *ibid.*, p.352.
 - 23) シモンズ教授は、このような形状にしたのは、デンマークが厳密な境界線を設定する意図のないことを示すためのものであると推測している。C.R. Symmons, *ibid.*, p.352.
 - 24) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.353-354.
 - 25) C.R. Symmons, *ibid.*, p.354.
 - 26) C.R. Symmons, *ibid.*, p.355.
 - 27) C.R. Symmons, *ibid.*, p.356.
 - 28) C.R. Symmons, *ibid.*, p.357.
 - 29) アイスランドは、ロッコール海台において共同権を設定することによりフェロー諸島との協力を謳ったアイスランド議会からのアピール (これは1980年には北欧人による共同歩調の提唱へと発展) を1978年にデンマークに送ったが、デンマークからは殆ど無視に近い反応を受けたといわれる。C.R. Symmons, *ibid.*, p.361.
 - 30) アイスランドは、その漁業水域を200海里にまで拡張した1975年の命令 (decree) において、ロッコール島を適当な等距離基点として全く触れていないことから、同島が200海里水域を有する資格を黙示的に否認していると看做されている。C.R. Symmons, *ibid.*, p.356.
 - 31) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.357-358.
 - 32) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.358-359.
 - 33) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.359-360. アイスランドの見解によれば、圧倒的証拠が、ロッコール舟状海盆の基盤をなす岩は、海洋性のものであり、従ってスコットランドの岩とは異なることを示すとす。C.R. Symmons, *ibid.*, p.359.
 - 34) C.R. Symmons, *ibid.*, p.360.
 - 35) C.R. Symmons, *ibid.*, p.361. アイスランドが、デンマークとの共同歩調を目指した背景には、フェロー諸島との地形的関連とともに、ロッコール海台の1部がアイスランドの島棚自体において見出されるものと類似した海洋性起源の岩—玄武岩地殻 (a basaltic crust)—を持っているという点が指摘されている。またアイスランド政府の地質学顧問である Talwani 博士は、フェロー諸島が海洋性地殻を基盤にしている可能性を一貫して主張しているとされ、またロッコール海台自体は大陸性地殻を基

盤にしている可能性は高いが、このことはそこにおいて何らかの玄武岩組成の存在を排除するものではないとしている。loc. cit..

- 36) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.361-362.
 37) C.R. Symmons, *ibid.*, p.362.
 38) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.365-366.
 39) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.366-367. ただこのアイスランド南部の大陸斜面脚部は、第三次国連海洋法会議における予備的地図(大西洋区域に関して、予備的研究として第三次国連海洋法会議の第II委員会に大陸棚外限の定義に関する「大陸斜面脚部から60海里まで」方式を検討させるために国連事務局の準備した地図)では、同国沿岸から大体50海里以内の線に沿ってアイスランド・フェロー海嶺に至っており、アイスランドの主張はかなり恣意的であるとの批判もある。
 40) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.363-365.
 41) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.368.
 42) C.R. Symmons, *ibid.*, pp.367-368.
 43) 1975年4月初めにアイルランド政府の情報局から出された背景説明(“Background Information”)によれば、イギリス政府が、イギリス・アイルランド間の大陸棚の境界を画定するに当たっては、ロッキール島を含むすべての沖合いの島から測定される等距離線に基づくべきであるとの提案を行ったとされ、これに対しアイルランド政府はこの提案を認めなかったと言われる。C.R. Symmons, “Legal Aspects,” pp.86-87. the “Background Information” issued by the Irish Government Information Services on behalf of the Department of Foreign Affairs at the beginning of April, 1975. p.2. アイルランドは、大陸棚の境界画定に関しては、1974年の国連海洋法会議(カラカス会期)において、相対国又は隣接国との間の境界画定は、「特別の事情がなく、また衡平の原則と矛盾しない限りにおいて、合意される境界は、…中間線に基づくものとする」との提案を行い、その場合の島の効果について、「本条の目的上中間線を決定するに当たって、島に考慮が払われるのは、そこに住民が存在する場合のみであり、また(i)その島が沿岸の低潮線から領海の幅員内に位置しているか、又は(ii)当該国の陸地及び人口の少なくとも10分の1を有している場合である。」との説明が行われ、その註において、「我々は、無人の小島(islets)は、それがどこに位置しようとも等距離線の基点として用いられるべきではないと提案したい。」との立場を表明した。C.R. Symmons, *ibid.*,

pp.87-88.

- 44) 1971年にイギリス下院におけるロッキール島法案(the Island of Rockall Bill)の審議の中で、ロス氏(Mr. Ross)は、ロッキール島を「北極海と大西洋の間に存する古代のbarrier landsの1部である海山島(a submerged mountainous island)が海食を受けた最後の残りである」と評し、「また地理学的にもそれ(ロッキール島)は、イギリスと関係を有しておらず、むしろ北極の陸地(the Arctic lands)と関係している」と述べたとされる。この見解に対し、リード氏(Mr. Reed)は、ロッキール島は、「何百年も前に分離した」ヨーロッパ大陸棚の1部であるとの反対意見を述べたとされる。C.R. Symmons, *ibid.*, p.82.
 45) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p.152.
 46) C.R. Symmons, “Deepens,” p.370.
 47) 谷 伸(内閣参事官)「大陸棚外縁設定に関する国際的状況」Ship & Ocean Newsletter, No.157, 20 February 2007 海洋政策研究財団。
 48) デンマークは、イギリスが1976年に200海里漁業水域設定に際し同島を基点として用いたことに対し、そのような無人の島が広大な海洋区域を有することに対して抗議を行っている。C.R. Symmons, *ibid.*, p.348.

文献表

- E. D. Brown, (1978), “Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK,” *Marine Policy*, July 1978, Part 2, pp.275-303.
 C. R. Symmons, (1975), “Legal Aspects of the Anglo-Irish Dispute Over Rockall,” *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol.26, No.2, pp.65-93.
 C. R. Symmons, (1986), “The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.35, Part2, April 1986, pp.344-373.
 C. R. Symmons, (2000), *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition Round Hall Sweet & Maxwell Dublin.
 谷 伸 (2007) 「大陸棚外縁設定に関する国際的状況」Ship & Ocean Newsletter No.157, 20 February 2007 海洋政策研究財団。

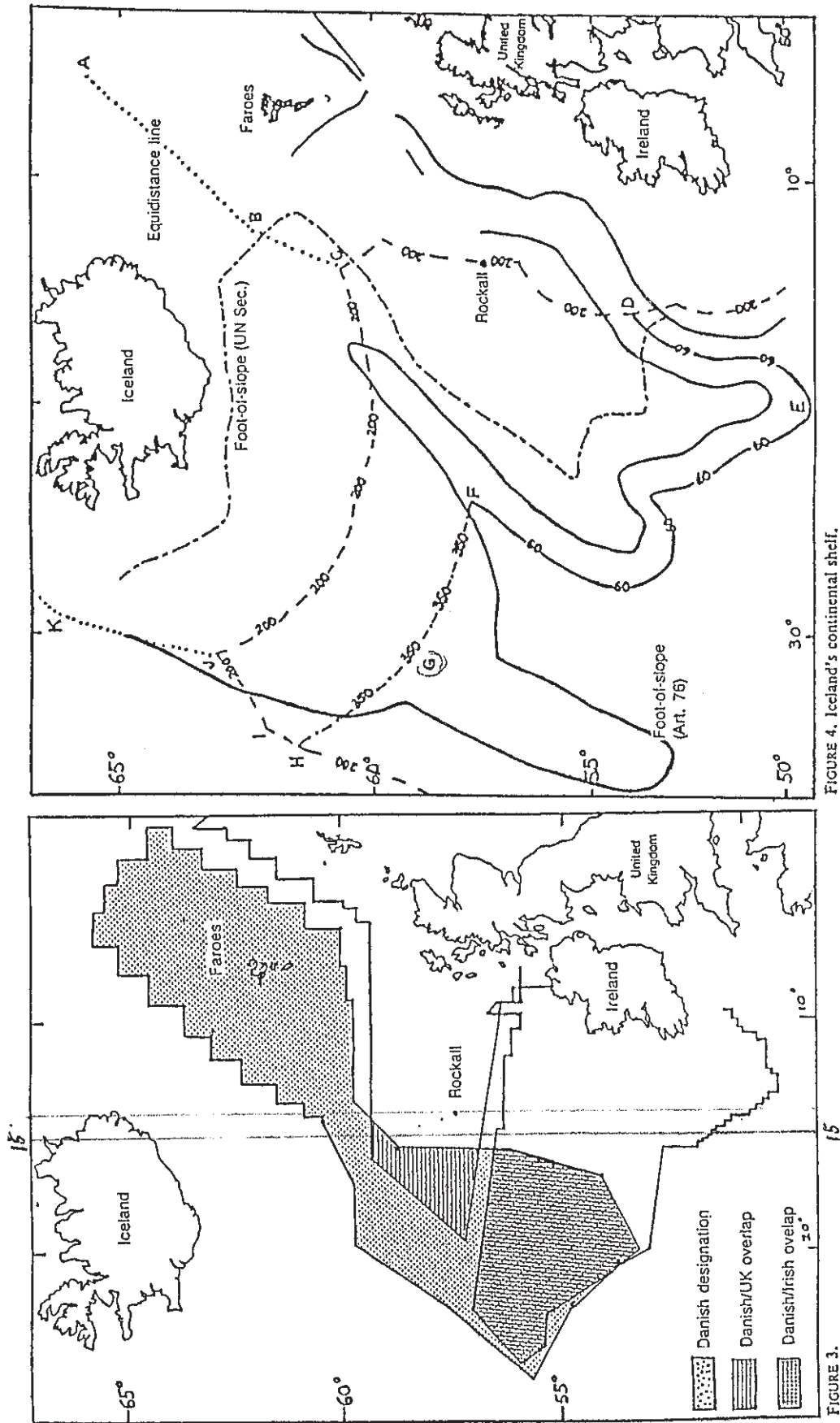


FIGURE 4. Iceland's continental shelf.

FIGURE 3.

Figure 1. C.R. Symmons

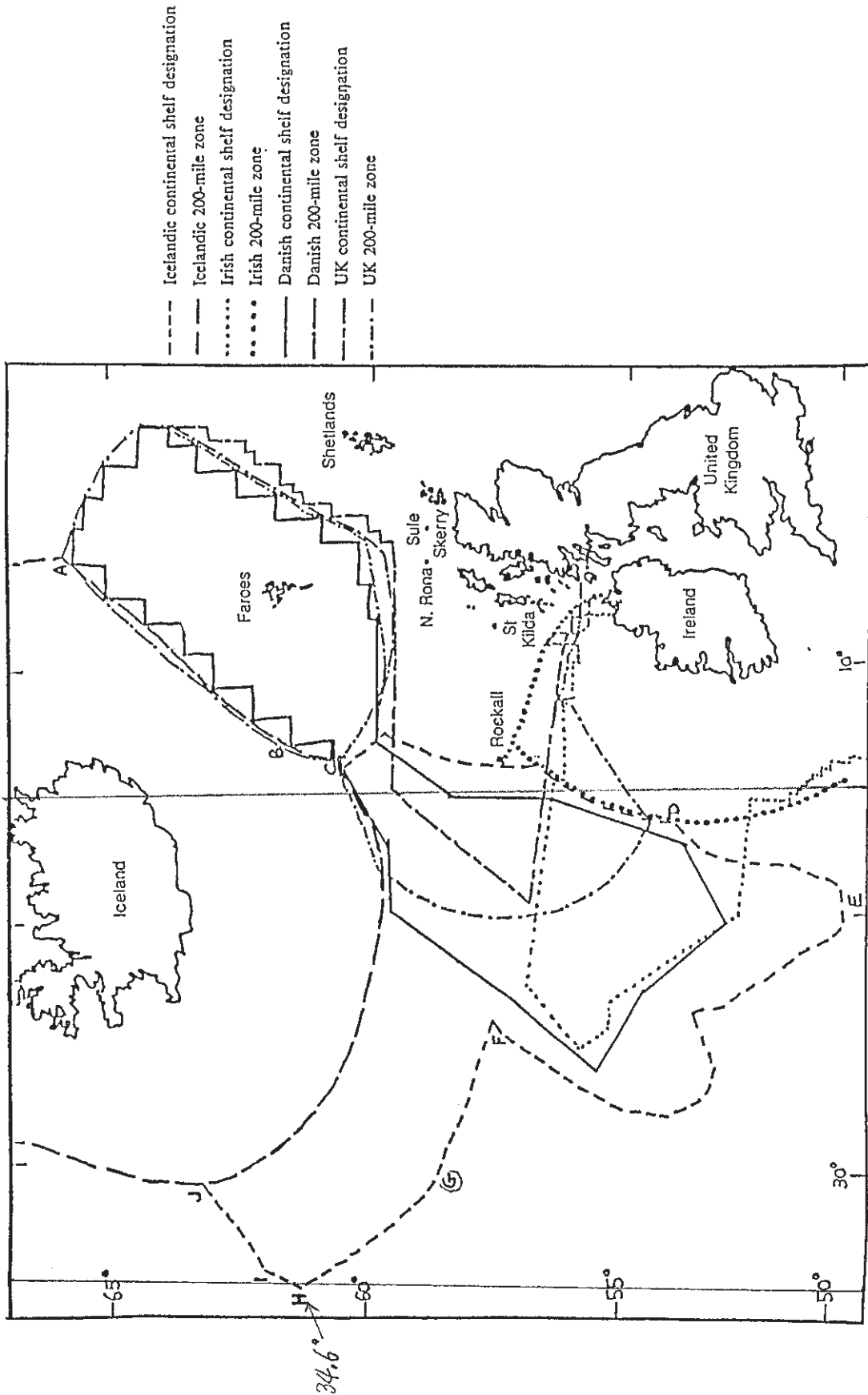


FIGURE 5. Icelandic, Irish, Danish and UK continental shelf designations and 200-mile zones in the Rockall Plateau area.

Figure 2. C.R. Symmons

要 旨

ロッコール島が載っているロッコール海台及びその周辺の海底が大陸棚として周辺諸国による権利主張の対象となったのは、1974年中頃に当該区域において石油・天然ガスの賦存可能性が認識されるに至ったからである。当該区域における大陸棚の境界画定は、隣接国及び相対国間の境界画定であると同時に、大西洋の深海底に向かう所謂大陸縁辺部の外限の決定でもあった。最も早くから当該区域における大陸棚の境界画定に関して競合していたイギリス及びアイルランドは、1988年の協定によりまず隣接区域での境界画定の決着を見た。その際イギリスは、ロッコール島を基点としなかったことが注目される。また1985年に至り初めて当該区域に対する大陸棚主張を行ったデンマーク及びアイスランドは、その法的根拠をロッコール海台との地質学的一体性に求めた。しかし両国も、イギリス及びアイルランドの場合と同様に、国連海洋法条約第76条における200海里を越える大陸縁辺部の外縁の決定に関する困難な問題を有している。

一方、上記4カ国の大陸棚境界画定において重要な位置を占めるロッコール島の評価に関しては、領有権を有するイギリス以外は、少なくとも領海は認めるにしても、大陸棚或いは排他的経済水域のような広大な水域を有する資格については極めて否定的である。